

平成27年度第2回岐阜県障害者施策推進協議会 議事概要

○日 時 平成28年2月22日(月) 14:00~16:00

○場 所 岐阜県ふれあい福寿会館 第1棟 14階 展望レセプションルーム

【協議会委員】 (敬称略)

区分	所 属	職 名	氏 名	分 野	備 考
学 識	岐阜大学教育学部	教 授	池谷 尚剛	教 育	欠席
	岐阜県臨床心理士会		大森 智子	臨床心理・相談支援	
	岐阜経済大学	教 授	佐藤八千子	福 祉	欠席
	岐阜大学医学部	准 教 授	西村 悟子	医 療	
	岐阜県医師会	常務理事	堀部 廉	医 療	
	岐阜県議会	厚生環境委員長	山本 勝敏	県議会(厚生環境)	
障 が い 者 団 体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	松井 逸朗	身体障がい	代理出席
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	理 事	前田 光雄	視覚障がい	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会 長	水野 義弘	聴覚障がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	常務理事	安藤 晴美	難病関係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	理 事	日比奈緒美	身体障がい	
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	副 会 長	中嶋なをみ	障がい児教育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	副理事長	春見 鉄男	知的障がい	
	岐阜県知的障害者支援協会	会 長	小坂 孫次	知的障がい	
	岐阜県自閉症協会	会 長	水野佐知子	発達障がい	
(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	中村 剛	精神障がい		
行 政	岐阜労働局	職業安定部長	渡邊 泰彦	労働行政	欠席
	岐阜障害者職業センター	所 長	川名 信夫	障がい者雇用	欠席
	岐阜県市長会	本巢市長	藤原 勉	市町村行政	欠席
	岐阜県町村会	池田町長	岡崎 和夫	市町村行政	

委員20名(出席委員15名)

【オブザーバー】

(社福)岐阜県福祉事業団 専務理事

今井 幹生

【岐阜県】

健康福祉部次長

土井 充行

商工労働部次長(総合就労促進担当)

中島富士雄

健康福祉政策課長

後藤 賢也

地域医療推進課

副島 雅浩

保健医療課管理調整監

林 文雄

障害福祉課長

尾崎 浩之

地域福祉国保課長

渡辺 勝博

特別支援教育課課長補佐兼係長

和田 俊人

出席者計24名

【議 題】

- (1) 障害者差別解消法施行に向けた取組みについて
 - ① 「障がいのある方への配慮マニュアル」の策定について
 - ② 相談・紛争解決体制の整備について
 - ③ 障害者差別解消支援地域協議会について
- (2) 平成28年度障がい福祉関連の主要事業(案)について
 - ① 主要事業(案)について
 - ② 差別解消に係る取組みについて
 - ③ ぎふ清流福祉エリアの整備について
- (3) その他
 - ① 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例について
 - ② 街頭啓発について(発達障がい・障害者差別解消法)
 - ③ 障がい者農業参入チャレンジ事業について

<開 会>

- 開会あいさつ (健康福祉部次長)
- 会議趣旨説明 (事務局)

<議 事>

1 障害者差別解消法施行に向けた取組みについて

○ 意見・質疑応答(→の部分は回答及び説明)

- ・ 障害者施策推進協議会と障害者差別解消支援地域協議会の位置づけは。
→ 障害者施策推進協議会はそのままで、所掌する事務として障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を含むという位置づけにするというものである。
- ・ 地域相談員について身体・知的障害者相談員はあるが、精神障害者相談員がない。
→ 障がい者差別に係る地域相談員ということで、既存の身体・知的障がい者相談員に役割として位置付けさせていただくもの。障がい者の差別解消に係る相談については、身体、知的に限らず精神、発達、難病すべてを含め最初の窓口として対応いただくこととしている。
- ・ 障がいについて良く理解していない方に相談してもいい結果にならない。精神障がい、発達障がい、難病についても相談をしっかりと受付けていただきたい。
- ・ 既存の市町村から委嘱された相談員を活用するということだが、しっかりと相談を受けることができるのかという懸念がある。第一の窓口ということで、研修をしっかりとやっていただくということと、身体、知的以外の障がい種別についても相談を受ける旨を説明していただきたい。
- ・ 自分の住んでいる地域以外で相談したいという場合もあり、原則地域の相談員ということであっても110番的な対応もできるよう幅を広げて実施してほしい。
- ・ 「障がいのある方への配慮マニュアル」の2頁に「ノーマライゼーション」等の表現を加えていただきたい。

- ・ 相談受けた後のサポートも重要。救急車で精神病院に行った時、断られたり、たらい回しにされないようにしていただきたい。そういう事後のサポートも含めて、相談体制を考えていかなければならない。
- ・ 地域相談員の評価はどこが行うのか。
→ 地域相談員の対応が悪くトラブルが多いということであれば、障害福祉課で事情を聞き、対応してまいりたい。
- ・ 緊急の場合は地域相談員から直接調整委員会へつなげるようなスキームもあっていいのではないか。

2 平成28年度障がい福祉関連の主要事業(案)について

○意見・質疑応答(→の部分は回答及び説明)

- ・ 就職したもののリタイアしてしまった方の再就職が課題。就職といっても障がい者はパート勤務が多く、いつ解雇されてもおかしくない。リタイアした人の再就職をどうするのかという工夫がなければ定着率だけ考えても無理。
→ 職業訓練校は登録制であるので、学校を経由した方については定着支援としては追跡していくことになるが、長年勤めてきて体力的に落ちたりということがある。落ちた体力に合わせて、仕事の切り出しを行うのが本来のあるべき姿。現在も企業支援センターはそういったアドバイスを各地で行っている。
- ・ 障がい者総合就労支援センターの職員の中に手話通訳ができる者の雇用は考えているか。
→ 職員配置についての詳細はこれから検討することになる。現在のところ想定していないが、今後議論を進める中で必要であれば設置していく。
- ・ ハード面だけでなくソフト面も並行して検討いただきたい。
→ 基本構想はあくまで骨格となる部分を議論し決めたものであり、カリキュラムや人員配置など、詳細については新年度の中で、議論させていただく。
- ・ 災害時には当事者の団体からのボランティアと、公的な組織がしっかりと関わって対応することが大事なので、DCATのようなシステムが少しでも広がるとよい。
- ・ 在宅の障がい児者の医療について、人材の育成、確保をしっかりとやっていただきたい。
→ 医療福祉両面にわたる人材が必要であり、サービスを充実したくても人材がいらないという段階であるので、人材育成を最優先で取り組んでいる。

3 その他

○意見・質疑応答(→の部分は回答及び説明)

- ・ 条例ができれば、県民の力を挙げて質が高まるように議論していく。その母体の一つが本協議会であるので、現実をしっかりと見定めたいので、この協

議会で議論してまいりたい。

- ひまわりの丘について再整備を行うことは喜ばしいが、障がい児だけでなく、年齢にかかわらず行き場のない障がい者のセーフティネット機能をどうするかについても考えていただきたい。